

令和4年度第2回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日 時 令和5年2月1日(水)10時~11時30分

2 場 所 奈良県文化会館 集会室A・B

3 出席者【委員】9名(ほか随員1名)

【事務局等】13名

4 議 事

(1)いじめモニタリングシステムの導入に向けて

(2)いじめ問題に関する相談窓口について

(3)いじめ防止対策の推進に必要な取組について

5 概 要

【会長】

本協議会はこれまで学校現場で可能な取組及びそれを背後で支える対策について検討してきた。また各方面での取組をこの場でご報告いただき、情報共有や意見交換を行ってきた。各関係機関・団体が連携を強化しながら全体としていじめに取り組むことが本協議会の設置意義である。その点ご理解いただきたい。

本日の議題は3点ある。一つ目はいじめモニタリングシステムについて、二つ目は、いじめ事案に関わる専門家も含めた第三者の相談窓口について、最後に前回協議会で事務局よりアウトラインが示された、いじめ防止対策推進に必要な取組の取りまとめについて、ご意見をいただきたい。

では議題1、いじめモニタリングシステムの導入に向けて、A委員、報告をお願いします。

【A委員】

いじめ防止対策推進法によって、いじめ見逃しゼロ、いじめ重大事態ゼロが目指されている。様々な第三者委員会報告書を読むと、「担任から管理職への報告がない」というような連携不足が指摘されている。この報告の手順がスムーズになれば、気づきからすぐに学校全体での見守りや介入ができる。簡単なメモでも入力すれば、労力をかけることもなく、信頼性のある情報が蓄積される。児童生徒のいつもと違う様子に気づき、それを共有し、その後の様子を見守り、より深刻化したら話し合いのレベルも上げるという動きは、このようなシステムがなくとも、職員室での会話や、様々な会議ですでに行われてきたことである。仮にシステムを使わなくても、「資料1 いじめ認知・対応フローチャート案」のような対応は、今までもなされていた。しかし、その流れは見えない実践の知恵であったので、私が図式の原案を作成した。それを奈良県立教育研究所で実践からの知見を盛り込んで大幅に修正の上、最終案ができた。本日はこのフローチャート最終案を令和5年度版として、県全体で共有することについて、ご意見をいただきたい。今後、数年ごとに改訂する予定である。

また本日は、この奈良県いじめモニタリングシステムの本年5月導入に向けて、ご検討いただきたいと考えている。

このシステムは、各担任だけではなく、学校の様々な立場の先生方の記録と記憶をシステム上で共有することで、見逃しも対応の遅れも少なくし、いじめの重大事態を減らすことを目的としている。システムの原案は、本協議会での意見交換と、私の研究仲間との協働、県内の生徒指導に卓越し

た先生方の助言をいただき、私とそのアイデアをまとめたが、基本は奈良県教育委員会の、「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の項目群である。その項目群を三つの水準に整理し、各水準での対応を行うための情報共有をオンラインで行うようにしたものである。

しかし、これを 1 校のみで行うということであれば、比較的問題なく運用できるが、多くの学校に導入して、それを教育委員会が把握し、すぐに支援を行う形にするということはかなり難しかった。そのシステム構築のための専門的なスキルと調整が必要だった。そのために、奈良県立教育研究所の先生方、ICTに卓越した関係各位の膨大なご尽力と工夫で、私の当初案よりも遥かに使いやすいシステムになっている。

事務局より、システムの紹介をよろしく願います。

【事務局】〔資料 1 及びパソコン画面に基づいて説明〕

A 委員の方からご説明があったことについてイメージを見ていただいた方がわかりやすいと思うので紹介する。

この奈良県いじめモニタリングシステムをNIMSという形で、これから広めていきたい。このような画面が先生方、そして当該校所管の教育委員会に共有される。

モニタリングシートの上部に、水準チェック、事案経過という選択項目がある。水準チェックをクリックすると、各担任や各学校の先生方が入力された状況が一同に可視化される。すべての生徒が表示できるし、学級に絞ることもできる。資料 1 の左側に3つの水準がある。黄色は第 1 水準で、いじめかもしれない、先生方の情報共有を始めた方がいいというチェックになる。赤は第 2 水準で、明らかにいじめの可能性が大きいので、対策委員会等で今後の組織対応をするチェックとなる。紫の第 3 水準は、重大事態に発展する恐れがあるので、今までの対応をもう一度検証し直し、取り組んでいくというチェックである。場合によっては教育委員会、関係機関との連携も、視野に入れなければいけない。これは入力してる者だけではなく他の教職員、管理職、当該の市町村教育委員会も見ることができる。

水準は 17 項目ある。(資料 1) 17 項目を 3 段階に分けた。これを担任や専科の先生が授業時に気になったところがあれば随時チェックする。出席番号と第 1 から第 3 水準のラジオボタンでチェックできるようになっており、現在、県内で 3 小学校が先行実施しているが、入力に関しては、1 学級 3 分もあれば、十分にできると報告を受けている。このクラスはチェックが多い、この学級は落ち着いてないのかもしれない、ということが可視化され、職員間や学校と教育委員会間で情報共有が迅速に行われるシステムである。

事案については、経過をしっかりと記録に残すということが大事だ。例えば、重大事態への発展を防ぐという点に関しては、これまでの対応記録を時系列で見ながら検証することもできるし、重大事態になった場合も、記録をもとに再発防止の検証ができる。

経過については、児童ごと、学級ごとに絞ることもできる。

入力については、フォームですべて行う。出席番号等を全て入力した後、本人及び友達の状況、保護者、家庭の状況もしくは保護者の発言、学校の対応、関係機関の連携についてなど、必要に応じて入力することで、情報が蓄積されていくことになる。

このシステムを使うことにより、初期対応の遅れを未然に防ぎ、教職員による抱え込みの防止が期待できる。

まずは、17 の共通項目で、子供を観察し、いじめの兆候を見逃さないということで進めていくが、おそらく 17 項目以外にも気になる要素はたくさんある。こういうところも気になる、という話が先生方の中で行われることで、教師の気づき力の向上に繋がっていけば良いと考えている。

資料1の 17 項目を見ると、第 1 水準のところに、「授業中にぼうっとなることがある」、第 3 水準に「顔や体にあざがある」というような項目がある。これはいじめによって起こる可能性もあるし、児童虐待、ヤングケアラー等の状態像として出てくることもある。

いじめモニタリングシステムとして開発をしているが、記録の部分にはいじめ以外の要素も含まれる。記録を蓄積して、学校でしっかりと共有し、組織的対応につなげていただきたい。

A 委員もおっしゃっていたが、令和 5 年度の5月から、県内公立小学校及び義務教育学校の前期課程で導入を目指したいと考えている。

【B 委員】

素晴らしいと思う。システムの情報を教育委員会は把握できるが、他校の先生は見るができないのか。

【事務局】

当該校のみである。また、教育委員会については当該の市町村教育委員会が所管している学校のみ見ることができる。

【B 委員】

学級で黄色が多かったら落ち着きがないとあったが、とても細やかに多くチェックする先生と、あまりチェックしない先生がいるかもしれない。黄色が多かったらその学級は乱れてるという判断になるのか疑問だ。また、17 項目以外の項目について気になったようなことを記録する欄はないのか。

【事務局】

チェックの多い学級が悪いということではない。いじめの基本的な姿勢として、いじめの認知件数が多いということは、それだけきめ細やかに子供たちを見ているということになる。逆にチェックがないから大丈夫ということではなく、ないことも含めて大丈夫かと検証しないとイケない。その辺りはガイドラインにも記載しようと考えている。

気づきについては、ラジオボタンをチェックする形にしており、その他の欄はない。先行実施の具体例をあげると、毎週金曜日の放課後に先生方が集まって、その週のチェックを入れる。その後、特に全体の場で共有した方がいい点があれば情報共有がされ、先生方の気づき力の向上につながっている。そのような形で先生方が同僚性を高めて、話し合いができるような体制をつくることができると考えている。

【C 委員】

生徒が転校した場合、システム上引き継ぎなどはできるか。

【事務局】

奈良県の場合、e-net アカウントを付与しているので、それが活用できるのであればそのまま

引き継がれる。情報共有も迅速かつ簡単にできる。

【C 委員】

虐待の場合でも、市町村間での引き継ぎがうまくいかずに、重大な事態が生じるということもある。引き継ぎ等にも活かせるのであれば非常に素晴らしいと思う。

【D 委員】

大変わかりやすく先生方も非常に取り組みやすいシステムだと思う。

学校の取組の記録について、保護者の対応や、児童の情報を記録するようであるが、学校として、この事象をどう見立ててどう取り組むのかというような指導支援にあたっては根拠が必要になると思う。その根拠を書く欄があるのか。

【A 委員】

基本的には事実を淡々と書くという形で、学校の対応、保護者からの連絡内容、子供の様子などである。ただ、すべてがシステム上で完結するものではなく、このシステムをもとに先生方が、話し合いを深めていくことができるというところがメリットだ。それにより、多面的な議論ができる。

【D 委員】

私自身も現場でいじめ対応に関わった経験上、事実は多面的にとらえるということに共感できる。そのためにも事実をシステムで共有し、アセスメントは紙の記録として、学校が残すという意味で理解できた。

【E 委員】

モニタリングシステムに入力した後、いじめであればいじめの対応、虐待であれば虐待の対応と分かれていくと思うが、そのあたりがわかりにくかったので、詳しく教えていただきたい。

【事務局】

いじめであれば、いじめのボタンをチェックするといじめとしての認知とし、対応していくことになる。事後経過の記載については、その他の欄にヤングケアラーや児童虐待と、メモを入力していく。それがなくても、関係機関との連携というところに入って来る。よりそこではっきりする。そのような形で使っていただけるように、このフローチャートも含め、今ガイドラインを作成しているところなので、ご意見をしっかり反映させていきたい。

【A 委員】

将来的に、システムに子供たちが自分や友達のことを入力するとか、保護者が入力するとか、様々な入力主体がありうると思う。このたびは、まずは先生方が入力するシステムを出発点として提案させていただいた。

また、今は小学校用だけなので、中学校や高校についてはどうするのかという課題もある。小学校用と同じか、根本的に変えないといけないのか。年齢が上がるとネットいじめなども増えてくる。また、虐待かいじめかと分けられることもあれば、両方が同じ子に重なっていることもある。そのようなことを考えると、初期においては、なるべく原因を特定せずに、状態の把握から支援をしていく中でだんだん事実関係が見えてくるという実情かと思う。今はいじめのことに偏っているので、虐待についてどのように構築していくのかということも課題である。

【会長】

このモニタリングシステムは委員の皆様からご指摘いただいたように、まだ課題があるかと思う。これは導入しながら改善していくべきものだと思うので、いただいたご意見を心に留めながら考えさせていただきます。

続いて、議題2に移る。前回の協議会でも相談窓口についてご議論いただいた。特に相談窓口をいかに周知するかアクセスしやすくするかというところがポイントであった。それを踏まえていじめの相談窓口について、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】〔資料2に基づいて説明〕

相談窓口について大きく三つ、課題を挙げていただいている。

一つは周知の問題。それからもう一つは、どういう時にどこに相談すればいいのかという振り分けの問題。それから周囲からの相談も受けられるかという対象者の問題をご指摘いただいた。それを踏まえ作成したものが資料2である。振り分けの点では、例えば学校に近いところに相談したいのか、それとも第三者的な要素が強いところに相談したいのかという部分で、24時間子供SOSダイヤルを中心にしながら、第三者性が高い専門機関の窓口を4つあげている。また、対象者については、誰でも相談できるという記載を入れている。

周知について、公立学校については、教育委員会作成の児童生徒向けのサイトに掲載していく。私立学校についても、周知方法を検討し、同様に広くこの窓口を周知することを考えている。

【事務局】

1月30日から、公立小・中・高等学校で運用している子供支援サイトについて説明する。

子供たちが1人ずつ持っているe-netのアカウントでログインすると、ブラウザ立ち上げ時に、左上にブックマークが出てくる。そこをクリックすると、ディアパークという画面になる。教育委員会の各課室所より、子供たちに知って欲しい情報をまとめて提供している。子供たちが自由にクリックし、自分で情報を取っていくというような形である。

左上の「ほっとNara」に、相談窓口が案内されている。そこをクリックすると、目次が出てくる。さらにページの下へ進むと、それぞれの相談窓口がでてくる。電話の場合は直接は繋がらないが、メールの場合はここをクリックをすると、メールができるようにしている。この資料2も、子供たちが見られるようにしたい。今までは各市町村教育委員会にショートカットを作るように依頼をしていたが、県下一斉にこの形になっている。

【E委員】

専門機関の相談窓口だが、相談日がわかる形にしていきたい。

【C委員】

奈良弁護士会については、相談は基本的に電話相談である。受付時間は平日、午前9時半から午後5時である。

【会長】

窓口への電話で緊急性が高い事例の場合に、すぐ学校ないしは市町村や県の教育委員会と連携をとらねばならないという事態があり得るかと思う。その場合、どこに連絡するのがいいか、この場

である程度方向性を出しておいた方がいい。

【事務局】

市町村教育委員会や関係課とも相談して一覧表を作成した方が良い。教育委員会であれば教育研究所の教育支援部の方にご連絡いただけたらと思う。市町村については市町村の教育委員会に繋いでもらうという形になると思うが、照会をかけ、連携先などを確認させていただく。

【事務局】

私立学校については教育振興課が対応する。お電話いただければ、迅速に対応させていただく。学校名や公立か私立かわからないこともあるが、その場合も教育振興課と教育研究所もしくは教育委員会で、相互に情報共有している。どちらにお電話いただいても、スムーズに共有できるように、引き続き連携を図りたい。

【会長】

電話で数回お話を伺ううちに保護者が学校に対応していただきたいと考えられることもある。その際にはぜひ県教育委員会等或いは教育振興課と連携させていただきたい。

【B 委員】

臨床心理士等からのメールの返信は、5 日程度かかるとある。重大なことをメールで相談される場合もあるので、メールはどれぐらいの頻度で見られるのか。

【事務局】

毎朝、確認をして、緊急事案についてはすぐに対応する。

返信のメールは臨床心理士が作成しており、週 3 日勤務のため、件数が多い場合は 3 日から 5 日ぐらいかかってしまうことがある。

【B 委員】

LINE は、令和 4 年度は終了したとあるが、何か理由があるのか。

【事務局】

LINE について、双方向で相談員とやりとりができるのが年間 4 週間である。2 学期、3 学期の始業式前後の 2 週間に実施している。そのため、第二期の 1 月 4 日から 17 日までは終了している。

また、2 の「学校に知らせる書き込み窓口」は一方方向ではあるが、子供たちが書き込みをし、学校に伝えて欲しいという内容があれば、3 月 31 日まで、年中受け付けている。当該校への連絡は原則翌日になる。

心理情報等を掲載した「ならCocoroレター」を発信し、こころの状態に気づいたりその対処方法をちょっと伝えたりしながら、支援をしている。

【C 委員】

この相談窓口のペーパーは非常によくできていて周知に役立つと思うので、ペーパーでも配ってほしいのではと思うが、そのようなご予定はあるか。

【事務局】

公立と私立に対して、データと紙でも配布する予定をしている。

【会長】

新しい取組ではないが、このように周知した時に各団体でどのくらい実績があるのかということもまた集約していただき、ここに持ち寄って、実際どのくらい成果があるのか検証していく必要があると思う。

【会長】

議題 3、いじめ防止対策の推進に必要な取組について協議する。まず、事務局から説明をお願いする。

【事務局】〔資料3に基づいて説明〕

本協議会において、令和3年度から継続的にいじめの重大事態に関する事例の検証を行ってきた。目的は再発防止であり、複数の事例の検証から見えてきたのは、未然防止、早期発見、早期対応が重要ということである。これまでも、本協議会で奈良県いじめ防止基本方針について議論いただき、令和3年3月に改定しているが、さらに具体的なアドバイスのようなものがあるべきなのではないかという議論になり、今回このような取組について協議会としてまとめていこうということになった。

この取組のポイントは、学校だけではなく、家庭、地域や関係機関で、未然防止、早期発見、早期対応にどのように対応していくのかを記載していくということである。それぞれの立場で何ができるのかということをご意見をいただき、集約してきた。

本日、各委員よりさらなるご意見をいただき、内容をよりバージョンアップしていきたいと考えている。6月頃には、これを対外的に示す予定にしている。

いじめモニタリングシステムの実践についてガイドラインを作っていくという話が先ほどあったが、それとの関係性については触れられていない部分もある。その辺りをどう整理していくのかということも議論として必要かと思う。

【D委員】

こころといじめのアンケートデータを活用したスクリーニング会議が昨年度や一昨年度も実施されている。スクリーニングの目的は、児童生徒全体のストレス状況等をチェックし、気になる児童生徒を洗い出して、どのような支援が必要かという支援の振り分けをすることである。この際にいじめモニタリングシステムやストレスチェック、或いは子供や家庭の情報なども踏まえてアセスメントし、支援の必要性を管理職やSC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)らで検討することが有効である。SSWも総合的な視点で先生方やSCとともにアセスメントができる専門職である。このスクリーニング会議にSSWの視点を生かして、支援の必要な児童生徒の早期発見支援に役立てるとともに、そのスクリーニング会議自体が組織的支援の足がかりにもなる。単にストレスチェックだけで終わらず、スクリーニング会議が有効になるようにしていただきたいと思う。

また、初期段階の情報整理、共有が非常に重要で、初期対応が不十分であると非常に混乱する。もちろん、先生方が中心となり学校主体で運営していくものだが、いじめの状況は非常に複雑で、情報も一概に整理しづらい。被害、加害の子が入れ替わったり傍観者、仲裁者が出てきたり、SNSが絡んだりする複雑な状況を整理するのもSSWの得意分野だ。だからSSWやSCの先生方の

活用を意識し、整理共有することで早期の組織的な対応に結びつけていただきたい。

【会長】

勤務日数が少なく、ケース会議等に参加してもらいにくいというのが現状だが、SSWの活用が望ましいというのはこの協議会の共通認識になっている。

【B 委員】

PTAや警察など、立場の整理をした方がよい。特にPTAは学校、家庭、地域にも出てくる。また、主語と述語の関係がわかりにくかったり、未然防止や早期発見・早期対応のカテゴリー分けが適切でなかったりと思うので、検討・整理していただきたい。

【教育長】

関係機関等やカテゴリー分けは整理したい。まずは未然防止として、人権文化をしっかり根付かせるべきだと考える。

「こころといじめのアンケート」は、来年度からは、「こころと生活等に関するアンケート」という形で、子供たちの生活の状況、心の健康状況等を、項目別を実施する。

いじめに関するアンケートは、年2回、悉皆で実施している。12月をいじめ防止の強化月間としているので、2回目はこの強化月間に実施する。無記名で行っており、被害だけではなく、傍観や加害についても聞き、学校で指導していただくようにしている。

また、モニタリングシステムや、ガイドラインについても加筆修正が考えられる。

【F 委員】

なかなか校内委員会が立ち上がってない、校長が1人で抱えているという場合が多い。校内委員会において、早期に対応策を考え、組織的に実行するという表現を入れて欲しい。

【G 委員】

早期発見のところで、我々私学は、子どもたちが入学前から多くの時間を過ごす塾と連携して、いじめの情報の収集に役立っている。可能かどうかは分からないが、公立の小中高でもそうした情報収集が役に立つかもしれないと思う。

【A 委員】

この取りまとめでは、「就学前」についても入れていただいている。

他県で、幼児期に性別違和等のことでいじめを受け、そのことを小学校に上がってから申し立てた事例がある。いじめ防止対策推進法では就学前については含まれないが、子供を守る条例によって、第三者委員会を立ち上げたものだ。

最近では就学前におけるいじめの論文も出てきている。従前は就学前の時期はいざこざを自分たちで仲直りをし、乗り越えて、いじめの免疫をつけるような集団をつくっていくという観点だった。この事例では性別違和等のことで深刻な被害があり、いじめに認定されている。今後、おそらく家庭と絡めての「就学前」が、非常に大事になってくる。

また、深刻な事案が起こったときに保護者の間でもトラブルになり、対立構造になってしまうと悩んでいる園や学校もある。地域、家庭も含めていることは大事だ。

【会長】

本日の議事をまとめる。モニタリングシステムについては、転校生の引き継ぎの件や集積した情報からどう立体的に見立てていくかというご意見をいただいた。今後発展させていく余地がいろいろあるということも明らかになったので、その点は引き続き検討していただきたい。次に相談窓口については子供のタブレットのトップページにアイコンを載せていただけることはありがたい。事務手続き上の記載等いただいた意見につきましては事務局で検討をお願いします。

資料 3 については様々な修正の上、さらに原案をお示しさせていただく。

以上